

令和元年度環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画実施状況

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）及び環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（平成 28 年 12 月 22 日環境省訓令第 21 号）において、環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画の進捗状況について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に点検することとなっており、点検の結果を踏まえ、毎年度当初に公表することとしている。

これらに基づき、令和元年度環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画実施状況を以下のとおり公表する。

1. 環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等
 - (1) 環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（総括表）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等＞

種別	単位	保管量	
		令和元年度末時点	平成 30 年度末時点
大型変圧器等	台	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0
安定器	個	7	65
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0
その他汚染物等	トン	0	0

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等＞

種別	単位	所有量	
		令和元年度末	平成 30 年度末
大型変圧器等	台	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0

安定器	個	0	0
小型変圧器・コンデンサー	トン	0	0
その他汚染物等	トン	0	0

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

- ① 北海道・東京事業の事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器の保管量
(処分期間：令和5年3月31日まで)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	
		令和元年度末	平成30年度末
安定器	個	0	49

- ② 北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器の保管量 (処分期間：令和3年3月31日まで)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	
		令和元年度末	平成30年度末
安定器	個	7	16

2. 補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査並びに早期の処分委託・廃棄に係る要請

国立研究開発法人国立環境研究所の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等を調査した。その結果、その他汚染物等約170kg(令和元年度末時点)について、処分委託の手続きが進められている。

3. その他の施設等に対する早期処理に係る周知

○ 令和2年1月1日～2月29日

処分期間の末日が近づいているものの、いまだ数多くの事業用建物で使用されている可能性のある変圧器やコンデンサー、照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促進することを目的として、各都道府県において上記期間のうち約2週間程度、テレビCMを放映した。

○ 令和元年10月1日～令和2年1月24日

経済産業省と環境省が連携して、電気事業法及び特別措置法の制度等 PCB 廃棄物の適正な処理促進に向けた国の施策に関する最新の情報を広く紹介するための事業者向け説明会を開催した。